

**・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条台項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費を除く。)に充てるものとする。

(歳入) 地方消費税交付金 **380,000千円**  
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (200,000千円)

(歳出) 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財 源 内 訳					
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他	
社 会 福 祉	社 会 福 祉 事 業	147,127	2,365	0	6,241	8,000	130,521
	高 齢 者 福 祉 事 業	111,606	4,009	0	10,002	7,000	90,595
	障 害 者 福 祉 事 業	1,301,856	972,104	0	1,785	23,000	304,967
	児 童 福 祉 事 業	1,642,044	1,081,362	0	65,982	41,000	453,700
	包 括 支 援 事 業	202,094	0	0	170,007	10,000	22,087
	重度心身障害者等医療給付事業	81,931	37,404	0	0	3,000	41,527
	ひとり親家庭等医療費支給事業	34,291	15,926	0	0	1,000	17,365
社 会 保 険	子 ども 医 療 支 給 事 業	104,825	37,707	0	29,384	2,000	35,734
	国民健康保険特別会計(繰出金)	304,315	136,368	0	0	12,000	155,947
	後期高齢者医療特別会計(繰出金)	451,518	74,426	0	0	29,000	348,092
保 健 衛 生	介 護 保 険 広 域 連 合 ( 繰 出 金 )	472,407	0	0	0	36,000	436,407
	保 健 衛 生 事 業	407,652	0	261,300	72,946	25,000	48,406
	疾 病 予 防 事 業	52,251	5,339	0	25,373	1,000	20,539
	母 子 保 健 事 業	93,884	19,166	0	42,000	2,000	30,718
合計		5,407,801	2,386,176	261,300	423,720	200,000	2,136,605